○総務省告示第百十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「千分の三十八・五」を「千分の二十七・七」に改める。

○総務省告示第百十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「千分の三十八・五」を「千分の二十七・七」に改める。

○総務省告示第百十八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百三十八条第一項ただし書の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

第五項の次に次の一項を加える。

六　エリア放送を行う地上一般放送局

○総務省告示第百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2　地上一般放送局（エリア放送を行うもので、占有周波数帯幅が五・七MHzのものにあっては空中線電力〇・一三ワット以下のもの、占有周波数帯幅が四六八Hz kHzのものにあっては空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）

○総務省告示第百二十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2及び別表第二号の二第2の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

別表第1号第1の表中

特定地上基幹放送試験局		ＢＥ

を

特定地上基幹放送試験局	ＢＥ	
地上一般放送局	ＢＧ	

に改める。

○総務省告示第百二十一号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第2の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百六十号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

別表第1号中

電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	ＣＣＦ
電気通信業務用（エリア放送利用）	ＣＣＡ

を

一般放送	
エリア放送	
エリア放送及び電気通信業務用（エリア放送利用）	

に、

電気通信業務用（一般放送用のフィーダリンクを含む。）	ＣＣＦ
通信業務用（エリア放送利用）	ＣＣＡ

を

一般放送	

に改める。

別表第1号中

一般放送に関する事項		ＢＣＢ
ア放送に関する事項		ＡＢＣ

を

一般放送に関する事項		ＢＣＢ
エリア放送に関する事項		ＡＢＣ

に改める。

○総務省告示第百二十二号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月二日から施行する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

3の三の表中「5　その他の無線局」を「6　その他の無線局」に、「4　アマチュア局」を「5　アマチュア局」に改め、同表3の項の次に次のように加える。

4　地上一般放送局	工事設計書に記載された無線設備及び指定周波数、指定空中線電力で試験電波を発射して、設置場所及びその周囲の地上デジタルテレビジョン放送の受信に対する障害の有無を確認する。